

平成 2 1 年 5 月 7 日

平成 2 1 年第 1 回 岬町議会臨時会

第 1 日 会議録

平成21年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

平成21年5月7日(木)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 理 事 南 康 明
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博	議会事務局課長 兼 議会係長 大 山 鐵 男
----------------	------------------------

会 期

平成21年5月7日から1日(1日間)

会議録署名議員

10番 岡本重樹

11番 辻下文信

議事日程

- |               |   |
|---------------|---|
| 日程1           | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程2           | 会期の決定                                       |
| 日程3 議案第43号    | 専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町一般会計補正予算(第7次))         |
| 日程4 議案第44号    | 専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))    |
| 日程5 議案第45号    | 専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程6 議案第46号    | 専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第3次))       |
| 日程7 議案第47号    | 専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)                   |
| 日程8 議員提出議案第1号 | 岬町議会委員会条例の一部を改正する件                          |
| 日程9           | 議長辞職の件                                      |
| 日程10 選挙第2号    | 議長の選挙                                       |
| 日程11          | 副議長辞職の件                                     |
| 日程12 選挙第3号    | 副議長の選挙                                      |
| 日程13 選任第1号    | 常任委員会委員の選任                                  |
| 日程14 選任第2号    | 議会運営委員会委員の選任                                |
| 日程15 選任第3号    | 特別委員会委員の選任                                  |
| 日程16 推せん第1号   | 農業委員会委員の推せん                                 |

- 日程17 選挙第4号 阪南岬消防組合議会議員の選挙
- 日程18 議案第48号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程19 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程20 厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程21 事業委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時04分 開会)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時4分です。

本日の出席議員は13名です。

出口議員については、ただいま連絡中でございます。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。10番岡本重樹君、11番辻下文信君、以上の2名の方をお願いします。

谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月7日から8日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日5月7日から8日までの2日間に決定しました。

谷本 貢議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨夜から久しぶりの雨模様でございます。ゴールデンウィーク中、我慢してくれていた雨が今降ってるのかなというような気持ちがございます。本来なら楽しいゴールデンウィークも、こ

としては新型インフルエンザの影響で心から楽しめるものではなかったかもしれません。本町におきまして、5月1日に岬町新型インフルエンザ対策本部を設置し、ゴールデンウィーク中の体制を整えておりました。幸い日本では、現時点でまだ感染者が出ておらず、水際作戦が有効に機能しているものと思われまます。過度な不安におびえることは要りませんが、しかし、油断することなく、住民の皆様におかれましては、我々行政が発する正しい情報によって冷静に行動していただくことをお願いいたします。

また、定額給付金も、本町におきましては約75%の住民の皆様が既にその給付金を手にされ、ゴールデンウィーク中にも有効に使われたのかなと推察いたします。これが景気浮揚につながればという願いでいっぱいでございます。しかし、反面、ゴールデンウィーク中の国道26号線の渋滞はすごいものでございました。この間、5月2日から5月6日までの5日間、本町での救急出動は18回ございました。そのうち17回までが和歌山への搬送でございます。命の道としての第二阪和国道の一刻も早い全線供用開始の決意を新たにいたしましたところでございます。どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会にご提案いたしております議案は、平成20年度岬町一般会計補正予算（第7次）などの専決処分の承認を求める件が5件、そして人事案件といたしまして監査委員の選任について同意を求める件の6議案でございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

谷本 貢議長 日程3、議案第43号「専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町一般会計補正予算（第7次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程3、議案第43号「専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町一般会計補正予算（第7次））」の件につきましてご説明いたします。

平成20年度一般会計決算見込みにおきまして、大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の確定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでござい

ます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成20年度一般会計の決算見込みにつきましてご説明させていただきます。

世界的な経済危機など今日の厳しい経済情勢を受け、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、平成20年度決算におきましても厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金や退職手当債の発行などによる特定財源の確保とともに、超過税率に係る増収効果に加え、平成18年3月策定の岬町集中改革プランに基づく行財政改革への取り組みを進めた結果、6,000万円程度の黒字となる見通しでございます。

このように20年度につきましては、町税は増収を図られ、大阪府振興補助金は、大阪府の全体予算額が減少している中で、昨年度以上の額は確保されるとともに、退職者の増加に伴う退職手当債につきましても、要望していた金額を確保することができました。また、特別地方交付税におきましても、昨年度より増額がなされるなど好材料が重なった結果となっております。しかしながら、政府が先月、4月に発表をいたしました月例経済報告におきましては、景気の基調判断を急速な悪化が続いており、厳しい状況にあると総括をし、3月の判断を据え置いたものとなっていることなどを考慮すると、引き続き予断を許さない状況となっております。

さらに、地方自治体の財政破綻を未然に防止する地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行が平成20年度決算に基づく措置から適用されることとなっており、一般会計のみならず、すべての特別会計に係る財政の健全化が求められることから、現在、資金不足が生じている住宅用地造成事業特別会計の清算を行うためには、大きな財政負担が生じる見通しでございます。このように、町財政は今後とも依然として厳しい財政運営を余儀なくされることと予想されます。

なお、決算見込額につきましては、現在、出納整理期間中であり、歳出面におきましては、不用額が確定していないこと、また歳入面におきましては、府補助金等の一部補助金の確定がおくれていることから、今後、数値の変動が予想されます。したがって、あくまで現時点における見込みとしてご理解ください。また、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

平成20年度一般会計補正予算（第7次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整に加え、今後の財政運営に資するために財政調整基金等への積立を行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,588万9,

000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,413万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、10ページから15ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

町税につきましては、決算見込額を踏まえまして4,100万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、個人所得割3,380万円、固定資産税償却資産1,558万円をそれぞれ増額計上するとともに、法人均等割192万円、法人税割1,107万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税につきましては、交付決定に伴いまして、合計で1,801万7,000円を増額計上いたしております。

3ページをご参照願います。国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、512万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金191万2,000円、幼児教育支援センター事業委託金211万5,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、交付決定に伴いまして4,767万5,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金が合計で5,150万円を増額計上するとともに、個人府民税徴収取扱費交付金199万3,000円を減額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子の決定に伴いまして133万8,000円を増額計上するものでございます。

諸収入につきましては、1,626万8,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興協会市町村特別助成金338万3,000円、多目的広場盛土整備負担金1,372万1,000円を増額計上するとともに、第二阪和国道文化財発掘調査受託事業収入137万3,000円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。町債につきましては、地方債同意額の決定に伴いまして3,328万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、漁港整備事業債380万円、ごみ処理施設整備事業債2,520万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。5ページをご参照願います。なお、詳

細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、392万6,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員の退職に伴う退職手当1,195万3,000円を増額計上するとともに、町税過誤納償還金802万7,000円を減額計上するものでございます。

民生費につきましては、961万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、社会福祉協議会補助金860万2,000円、サービス利用計画作成費71万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、個別予防接種委託料105万4,000円、合併処理浄化槽設置補助金116万円をそれぞれ減額計上するもので、合計221万4,000円を減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、1,386万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、漁業集落排水事業特別会計繰出金298万5,000円、漁港改修負担金607万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

土木費につきましては、664万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、土砂採取跡地整備工事219万円、下水道事業特別会計繰出金243万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

消防費につきましては、一部事務組合負担金の精算に伴う阪南岬消防組合負担金385万8,000円、消防ポンプ自動車購入費105万円をそれぞれ減額計上するもので、合計490万8,000円を減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。教育費につきましては、466万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、幼児教育支援センター事業報償費99万円、青少年センター事業における施設等使用料44万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

公債費につきましては、地方債元金償還金51万2,000円、地方債利子償還金541万6,000円をそれぞれ減額計上するもので、合計592万8,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、1億2,980万8,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、基金預金利子及び前年度決算上の歳計剰余金を各種基金へ積立を行うとともに、今後の財政運営に資するため財政調整基金に積立を行ったことによるものでございます。

続きまして、7ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

地方債同意額の決定に伴いまして漁港整備事業ほか5事業につきまして、それぞれ限度額の変

更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

和田勝弘議員 今の部長の説明でわかってるんですけど、もう少し内容等を聞かせてほしいんで、一応2点、10ページの町民税と固定資産税、これ4,100万円の、よいことではありますが、増税になっておりますが、この点について、もう少し内容についてお聞かせいただきたい。

この1点と、14ページの財産運用収入、この中で133万8,000円ですか、利子がついて、これもええことですが、この内容についてももう少し詳しく説明いただけますか。お願いします。

谷本 貢議長 住民部理事、南 康明君。

南住民部理事 和田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

町税に係る4,100万円の増額補正につきましては、これについては平成20年度決算見込みに係る調整予算でございまして、内訳といたしましては、町民税・個人均等割で19万円、個人所得割として3,380万円の増加となっております、合計で3,399万円でございます。また、法人町民税といたしましては、均等割192万円の減額、それと法人税割1,107万円の減額でございます。合計で1,299万円の減額となっております。内容といたしましては、個人町民税の部分につきましては、平成20年度当初予算編成時において、平成19年度の実績の5%減額ということで予算を組んでおりましたが、結果的に2%の減額に落ちついたものでございます。

また、法人町民税につきましては、長引く景気低迷により、主に大手企業による減収となっております。内訳といたしましては、固定資産税・土地118万円の減額、家屋560万円の増額、償却資産1,558万円の増額となっており、合計で2,000万円の増額となっております。これは固定資産の分でございますが、内容といたしましては、土地の減額については決算見込みによる調整という形と、それと家屋と償却資産につきましては、大阪ゴルフ、また岬公園の遊園地、これについて家屋償却資産税の固定資産税を課税した部分についての増額でございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 総務部行財政改革課長、四至本君。

四至本総務部行財政改革課長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

財産運用収入ですけれども、平成20年度当初予算のときに、この基金につきましては、財政調整基金が2,500万程度、減債基金につきましては3,800万程度、公共施設整備基金につきましては1,800万程度ということで、約8,000万程度の残金が残るであろうという形で、それに基づく利息、9万5,000円を上げさせていただいております。先ほど総務部長の方から説明がありましたように、今回の20年度の執行上におきまして、ほとんど基金を取り崩す必要がなくなったということでありまして、それぞれの基金の利息を会計の金銭出納簿から拾い出させていただきまして、それに基づく予算額を今回計上させていただいてるという形でございます。

ちなみに、今回の補正予算後の基金ですけれども、財政調整基金につきましては3億2,302万4,000円、公共施設整備基金につきましては6,338万7,000円、減債基金につきましては3,826万3,000円、地域福祉基金につきましては8,653万7,000円という形になるものでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 今、総務部長の方からるる歳入歳出にわたっての説明をいただいたんですけども、その中で、冒頭に20年度の決算見込みについて、退職債とか振興補助金等がいろいろ減額で、また新たに超過課税をかけたことによって20年度は6,000万円程度の黒字だという説明があったわけですけども、そこで、お尋ねするわけですけども、先達ての定例会でも一般質問で町長に言っておりますけれども、町民税の超過課税、これについて固定資産税等も含めて3年という年月を切って町民にご負担を申し上げた経緯があると思うんですけども、既にことしはその3年目に当たって、22年度から新たな減税策を考えなきゃならんということになってきてと思うんですが、その点はどのように考えておられるのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

それから2点目に、固定資産税、町民税含めて、町長の過日の答弁では、2億5,000万円程度の超過課税の増収があったということを聞いておりますけども、20年度末までの間で滞納の未納金、つまり未収金は現在で幾らあって、何%の徴収率ができておるのか、その点をちょっと確認をしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 細かい数字につきましては、また担当の方からご説明申し上げますが、まず1点目の超過課税の件、これは確かに3年という形でご答弁させていただいております。その効果が約2億4,000万くらいだと思うんですけども、出た部分で19年、そしてまた20年の今、

決算見込みでも黒字になってきてると。ただ、この超過課税がなければ、もちろん赤字が続くという形で、この超過課税をさせていただいた中で、非常にいい形で今までの赤字はないんですけども、起債の総額が減ってきてるとい傾向になってきてると思います。

これは、またその時期に来れば最終的な判断をまた議会の皆様にもご説明、ご理解いただきたいと思いますし、また今般10月になるのか、秋には町長選挙がまた控えてると。その争点にもなるのかなと思ってるんですけども、今の岬町の体制、ずっと単年度の赤字が正直出てきた。ですから、赤字といいますが、ずっと基金を取り崩して決算は黒字を装ってきてたというのが続いた中で、基金はどんどん減り、そしてまた起債の残高は、私、就任時、約200億近くまでたまってきてた。この体制を徐々に直していく。このために超過課税を選択させていただいたわけでございまして、これが少なくとも現在は非常にいい形で機能してきてると思っております。これにつきましては、また今後の20年度の決算、正式な結果を見て、そしてまたこれからの岬町をどうかじをとっていかという中で、また生活してる住民の皆様の生活のことを考えた中で、適切な時期に適切な判断をまたしていく。そしてまた、これが町長選挙の争点にもなっていくのかなという気がいたしております。

それから、あと滞納につきましては、徐々に滞納整理という形、これは今、任期つき短期雇用という形で大阪府のOBの方に来ていただいております。非常に素晴らしい能力を持った方で、これらの今までの資料をきっちり整理をしていただいて、作業を進めていってるという段階でございまして、細かい数字につきましては担当の部長の方からご説明申し上げます。

以上でございます。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは、私の方から平成20年度の町税におけます徴収率関係につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、徴収率等でございますけれども、平成19年度が93.3%、これは昨年の平成18年に比べまして約1%プラスになったということでございます。平成20年度におきましても、ほぼ19年度と同様の93%台の徴収率が確保できるような形で今現在進めております。そして、滞納額等につきましては、平成20年度の見込みでございますけど、約1億5,900万……。

田代 堯議員 もう1回言うてくれる。1億何ぼ。

白井住民部長 滞納繰越調定額につきまして1億5,900万を予定しておるところでございます。そういうことございまして、徴収率の確保が今後課題でございまして、町長から説明ありましたとおり、任期つきの職員等新たな人員を確保いたしまして、新たな滞納をつくらない

ということを方針といたしております、まず1番目といたしましては、現年度課税の方に徴収率を強化いたしまして、新たな滞納をつくらないということが最終的に徴収率の改善を図るのではないかとございまして、現年度の徴収率につきましては98%台前半から後半ぐらいを予定してるところでございまして、こういう数値で徴収率が推移いたしますと、ほぼ滞納の繰越額についてはそう大きくふえることはないということございまして、あとは滞納となった税額をいかにして徴収を強化して減らすかということございまして、それらにつきましては、滞納者についての面接、すなわちなぜ納めることができないのかというのが一番の問題でございまして、納めることができない状況及び、また悪質滞納者を洗い出す必要がございますので、悪質の滞納者につきましては、当然法律に基づきまして最終的には差し押さえ、今後も換価という強制的な対応方法をとります徴収率の向上を図ってまいりたいということでございます。徴収率につきましては、前年並みの徴収率は確保できるという状況を報告させていただきます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長、超過課税については、最終的にはその時期に来たときに適当な判断をした、こういうことなんですけども、実際は20年度の決算見込み、正式ではないですけども、6,000万程度の黒字だということになると、超過課税をもとへ戻す、例えば幾らかの減税をするとしても、到底無理な数字が出てきてるん違うかなと。それを適当な時期に判断するというのは、新たな特別な自主財源の確保があるのかどうか、その点の確認をしたい。

それがあって適当な時期に判断したいと言うんなら私も理解できますけども、町長は各ミニ集会等をやっておられるようなんですけども、そこでオフレコという言葉をよく使っておられるようなんですけども、岬町のいわば税収は好転しておると、いい方に向かっておるといような話をされておるようなんですけども、実際は私は中身はそうでないと、そのように思っております。かなりの事業を、これは行革を進めていかなければならんということはわかってますけども、町税を超過課税までかけて今回は財政難を乗り切っておるといのが現状じゃなかろうかなと、このように思います。ですから、町長が最終的には20年度の決算を踏まえた中で、適当な時期に判断をされる、それが町長選挙に争点になろうというようなことを言うのはもってのほかだなと、私はそのように思っております。私は、約束したら必ず3年後には戻すというのが町民に対する誠意でなかろうかなと、このように思いますので、その点はしっかりと見直しをしていただきたいと、このように申し入れをしておきます。

それから、今、滞納の問題なんですけども、部長は、最終的には今の説明によると現年度課税

の滞納をなくしていくというのが基本的に考えておられるようですけども、私が言っとるのは、それはもちろんそうであるべきであります、今までの滞納が平成19、20年度と93.3%、余り変わらないということになれば、任期つき嘱託職員を入れた成果というのが私はどこにあるんかなと、このように思います。町長みずからが先頭に立って未収をなくすようにするというのを断言してこられたんですから、やはり町長みずからが先頭に立ってやっておられないのかどうか、その点もあわせてもう一度確認をしたいと思います。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 そうしましたら、再度滞納の取り組み状況につきましてご説明申し上げたいと思います。

徴収率につきましては、平成19年度93.3%、それが20年度におきましても、ほぼそのくらいの徴収率が確保できるのではないかという予想でございます。その取り組みの内容でございますけど、まず1番目につきましては、先ほど言いましたとおり、現年課税の徴収を強化して新たな滞納者をつくらないと、そういうことが当然のことございまして、そして次に、既に滞納者となってる方につきましては、臨戸訪問等によりまして滞納理由の確認を行いたい。そして、経済的な状況でお納めできない方については、分割とか執行停止とか、いろんな方法によりまして、また悪質滞納者につきましては、差し押さえなどの法的手続を行うということございまして、それらの取り組み状況によりまして、率で申し上げますと、平成18年度と19年度を比較いたしますと、18年度が14.8%、これが平成19年度におきましては18.9%という形で、約5%の滞納徴収につきましては上昇したという状況ございまして、これは取り組み状況については、引き続き20年度以降についても同じ方針で行う予定でございますので、これらを踏まえまして引き続き滞納者についての徴収強化を図ってまいりたいと、そういう方針でございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 滞納者の方々の名簿を見てますと、非常に確かに不可解な方がいらっしやいまして、ある議員の有力な後援会の役員されてる方まで滞納者の名前に上がってる。そして、もちろん知ってますから、本人がそこにおられるのも知ってますし、調べさせていただくと、巧妙にその方の資産がない、名義が変わってる。そういった事例もあって、これは法的にやむなくこういった場合は不納欠損をせざるを得んというような分もあったりとか、非常にそういった事例も多々見えるということがございまして、この辺につきましては、我々は、法的に資産を持っ

てて払えない、この方には取れる形もあろうかと思うんですけども、資産がないという形にな  
ってる方からは、そこに実際その方がおられて、滞納額が決まって、調定額が決まっても、  
残念ながら取れないということもあたりとか、非常に不可解なことはあるんですけども。た  
だ、名簿を一人一人確認はさせていただいて、だれがどれくらいという部分も把握して、も  
ちろん実際に生活をしてお金があるという方からは取っていくという姿勢ではこれからも続け  
ていきたいと思っております。

ただ、我々、法にのっとった場合、その方の名義での資産がないという方には、残念ながらそ  
こを徴収できないという形で、みすみす不納欠損をせざるを得ないという事例もあるというこ  
ただけご認識賜ればなと思っております。

以上であります。

田代 堯議員 いやいや、超過課税。

石田町長 超過課税につきましては、今の決算見込みで6,000万のプラスということでござ  
います。ただ、それ以外に基金の積立、これも千二、三百あるのかなと思っておりますので、  
それからすると約2億近くのプラスが出てるわけですね。ですから、超過課税で2億4,00  
0万、これは一番高いときの部分で、若干減ってるかなと思うんで、超過課税部分が基金の積  
立と、それから実際の黒字という部分で出ている部分で、ほぼ近い数字なのかなと思っていま  
す。したがって、もし基金を積むことなく、そしてまた黒字を出さずに、ほとんどゼロに  
近いという数字であれば、確かに超過課税という部分を今回やめてしまうということも可能か  
なという気はいたしております。

ただ、これは適切な判断をとる部分は、果たして基金を我々よく一般家庭には例えるんです  
けども、ただ、行政が一般家庭と違うのは、ただただ基金を積んでいくと、要するに貯金だけ  
をするということも余りよしとはしないんじゃないかなという気はいたしております。ただ、万が  
一のときには、その基金を持っておかなければならない。その辺を今後のこの岬町の長期的な運営を  
見た場合に、果たしていかほどの基金を積む必要があるのか、そういったところも判断しながら  
今後の決定をしていきたいという部分では、適正な時期にという答弁をさせていただいたわけで、  
決して超過課税がなければ丸々赤字ではないかという部分には、6,000万の黒字以外に基金  
の積立というところもあるというところでご判断いただけたらと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 基金等を取り崩して超過課税を減税していくという方法もあるというような町長

の答弁ですけれども、そういうことでいけるということであれば、それでいいんですが、非常に今厳しい財政状況の中で、これをもとへ戻していくということが非常に難しい。ですから、当初のやはり超過課税をかけるときに、もっと慎重に私はすべきであったんでなからうかと、このように思っております。できるならやはり超過課税の減免ということも検討をしていただきたいと、このように要望しておきます。

それから、今、町長は、後援会の方の滞納について話をされましたけれども、ほかに疑問視される方々の滞納はないのかどうか。また、滞納しながらでも納税をされてる方、いろいろあるかと思うんですけれども、私は、いろいろと矛盾なことをよく聞いております。しかし、私が申し上げておるのは、やはり町長が町民と約束された、滞納金がなぜこんなにあるんやと、私みずから先頭に立って頑張っ、滞納金を何とかなくすようにするという公約を掲げておられるから、私はこの話をするわけですけれども、本来は非常に難しい問題があるんだろうと、このように思います。

例えば今、町長の方からありました悪質滞納者もあれば、払いたいけど払えない、そういった方もたくさんあると思うんですね。そういう人たち、悪質の方には徹底して私はやったらいいと思うんですが、払いたいけども、なかなか生活が苦しくて払えない方々もたくさんあるかと思ひます。だから、そういうところについては、十分配慮すべき点は配慮したら、配慮というのは法的配慮なんです、そういうところで、できるものは何とか配慮していくということはわかりますけれども、町長は言ってることとやっ、てることが全く違、私はそのように思ひます。

町民の前では、何か岬町の財政はほぼ大丈夫だという安心をさせるような話をされておりますけれども、それは何も住民に対して財政はしんどいんやということをおおる必要もないとは思ひますけれども、やはり住民に危機感を持ってもらうためには、今の町財政を真っ向からそのまま私は言っていくのが一番いいんじゃないかなと、このように思ひます。そういうためには、今回の滞納については、全く19年度、20年度は、今までの未収の滞納金については余り成果が上がってないんじゃないかなと、私はそう思ひます。来年度に向けて、しっかりとこの問題には取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。奥野 学君。

奥野 学議員 2点お聞きしたいと思ひます。13ページの農林水産業費国庫補助金、減額補正が191万2,000円、この部分と、14ページの5番、土木費府補助金62万2,000円、この2点について、もう少し詳細をお願いいたします。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長兼直轄理事 お答えいたします。

13ページの農林水産業の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でございますが、これにつきましては、小島の物販施設を建設いたしまして、国から交付金をいただきまして、小島漁業組合が2分の1で建てたものでございますが、これにつきましては落札減でございます、その国費分が減額になってると、こういうことでございます。

もう1点、14ページの震災対策推進事業補助金につきましては、耐震診断等の実施されなかった部分の減額補正でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 何点かお聞きしたいんですけども、この後の議事もありますので、気になる点についてのみお聞かせいただきたいと思います。

13ページの国庫支出金の委託金の中で教育費委託金、幼児教育支援センター事業委託金というのが減額されておりますけれども、この減額の理由をお示しいただきたいと思います。この事業につきましては、一定の努力もされて、10分の10の補助を受けられるものをとってきたというふうに以前お聞きしていたので、私の認識では10分の10の補助をとるということは、一定の計画を立てて、それを申請し、認められたものについては、すべて補助が受けられるというふうな認識でございましたので、よそより減額されるということがちょっとわかりづらいので、何か事情があったのか、詳しくお示しをいただきたいと思います。

それから、同じページの府の補助金の中で、大阪府市町村振興補助金、幾つかの項目にわたって計上されておりますけれども、これは金額が多いという印象を受けるんですけども、そのあたりの理由をお聞きしたいと思います。

それから、16ページの徴税费について確認をしたいと思います。町税過誤納償還金の減額が行われておりますけれども、この償還については過去にも何回か委員会等の場で確認をさせていただいたところであります。その後、速やかに行われているのか、経過をお示しいただきたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

教育費委託金の幼児教育支援センター事業委託金211万5,000円の減額でございます。この事業、ご指摘のとおり、安心して子どもを育てることのできる地域社会をつくるということ

で、サポートチームの巡回なり、またフォーラムや相談会の開催等を計画して行ってきたところでございます。この事業につきましては、19年度、20年度の2カ年の事業で始まりました。20年度予算につきましては、前年度、19年度と同様の予算を計上してスタートしたということでございますが、結果的に20年度に入ってから国の予算枠の関係等ございまして、減額した交付決定がなされてきたというのが減額の主な理由でございます。事業実施に当たりましては、やむなくこの委託金の範囲内で、これにあわせて事業を行ったということでございます。

谷本 貢議長 行財政改革課長、四至本直秀君。

四至本総務部行財政改革課長 中原議員のご質問にお答えいたします。

振興補助金の件ですけれども、振興補助金につきましては今回質問されておりましたのは13ページの方に載っております。そのうち行財政改革課といたしまして掲げられておるわけなんですけれども、まず2,800万、これにつきましては、ふれあいセンターに対しての行革としての補助金であるということでございます。それと、3段ほど下になりますけれども、保健衛生費補助金につきましては310万、これにつきましては、火葬場の指定管理者に伴う、これにつきましても行革に伴う補助金という形でございます。

それともう一つ、清掃費補助金につきましては2,040万がございまして、これにつきましては、ごみ処理施設の24時間運転に係るものと、それと今から建設いたしますリサイクルセンターに係るものが1,230万程度という形でございます。これにつきましては振興補助金ということですので、町の財政支援という形で大阪の方からいただいております。

谷本 貢議長 住民部理事、南 康明君。

南住民部理事 中原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

16ページの町税過誤納償還金、これ802万7,000円、これにつきましては、平成20年度に税源移譲によりまして、所得税率の変更により税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響を受けた方については、平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付の場合は還付するという進めてまいっております。それで、当初、昨年10月に受け付けしました分については、総件数からまず言いますと、全体で644件ございました。昨年10月に受け付けいたしましたのは、そのうち469人ということで、その後、中原議員さんの質問もありまして、追加で12月に受付を行っております。そのときに48件が申し出がされまして、現在、未申告となっておりますのは127件となっております。それで、この127件の大半の部分につきましては、20年度の申告がされていないとか転出されたとか、住民票がなくて住登外の扱いであったということで、多くが申告されて

まして、まだ一部申告されたら還付される方もありますが、大半が申告されたのではないかと  
いうことで、今回、今申し上げましたように、未申告とか必要がなくなった部分についてのお金を  
減額するというごさいます。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 幼児教育支援センター事業委託金について、再度お聞きしたいと思います。

古谷部長は、この4月から教育委員会へ行かれたので、平成20年度のことをお聞きするのは  
ちょっと酷かなという気もいたしますが、歳出のところ、これにかかわって19ページですけ  
れども、先ほど古谷部長が答弁されました国の金額提示が減額になったということに伴って、事  
業を縮小せざるを得ないという事態が発生したのかなというふうに感じるところであります。そ  
の中で具体的にお聞かせいただきたいのが教育総務費の事務局費の節18、備品購入費ですけれ  
ども、教材用図書購入費、これは以前、たしかこの事業に関係する予算として組まれていたよう  
に記憶しておるんですけれども、これは一体どのように処理することになったのか。たしか説明  
では、私立を含んで3つの幼稚園に対して児童図書を購入するというふうにお聞きしてありまし  
たけれども、その予定は丸々なくなってしまったというふうに解釈していいのか、そのあたりにつ  
いてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、そのほかにも事業を縮小していると思ひますけれども、具体的にどういった縮小を  
せざるを得なかったのか、またこの事業の目的が縮小したことにより、一定の成果というものが  
達成できているのかどうか、そのあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、町税過誤納の償還金について、転出の方や確定申告をしていないという方がおられ  
ると。難しい点もあろうかと思ひますけれども、今後、残された127件、未申告についておっ  
しゃられましたけれども、どのように対応していくお考えか確認したいと思ひます。

以上です。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

今度は歳入の方でございすけども、ご指摘のとおり、備品購入費の教材用図書購入費40万  
5,000円の減額補正となっております。これは、国の委託事業の20年度は対象外となった  
というのが結果でございす。その他事業に与えた影響として大きなものは、報償費で組んでお  
ります幼児教育支援センター事業の報償費、講師謝礼とフォーラムや相談会の開催件数が減った  
ということございす。その他印刷製本費等、減額してあります。

なお、目的の達成でございますけども、先般、報告の冊子等をつくりまして検証をしておりますところでございますが、現在のところ縮小した中で、目的達成に向けて努力は十分になされたのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 住民部理事、南 康明君。

南住民部理事 過誤納の分の127件、現在、未申告という形になっておると。その中で、大半の部分が先ほど申し上げましたような申告漏れとか転出とかということになっておると。それ以外でまだ申告できる方につきましては、今後の対応について考えておりますのは、仮にそれを申告したいというような状況があれば、当然それについては受け付けをせざるを得ないというような状況の中で、予算につきましては新年度予算の中で対応をするという形になるうかと思えます。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 町税過誤納の償還金につきましては、ご苦労される点もあるかと思えますけれども、今、ご答弁があったとおり、もしも申告がありましたら丁寧に対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、教育については、今お聞きしたところでいきますと、非常に国の乱暴な話といえますか、2カ年の事業であるにもかかわらず、2年目には対象外となった事業があるということをお聞きしまして、教育部局としましても恐らくご苦労された点もあろうかと思えます。2年や3年というふうに時限があるといえますか、限られたものや努力してとってこないといけないような補助金というのは、ほかにもいろいろありますけれども、こういった形で予想を外れてしまうということも、今の国のやり方でいきますと、まだ続いてくるであろうということは予想されませんが、限られた中であっても努力をして、一定期間限りがあるとはいえ、教育の分野でいけば、子どもたちに対して、保護者に対して何かできることはないかという努力をしたということについては私は評価しておりますので、今後もそういった努力は教育部局以外にも、全部局に限って頑張る努力を続けていただきたいと思います。今、教育のことについてお聞かせいただきましたが、改めて国のやり方についてはひどいものがあるなということを感じたところであります。その程度にとどめておきたいと思えます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町一般会計補正予算(第7次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時15分。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時18分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 日程4、議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程4、議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」の件につきましてご説明いたします。

平成20年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、国庫補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会の招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条第1条の規定により、平成21年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので

ございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,351万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,373万円とするものでございます。

2ページを参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の補正につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては、5ページから6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の決算見込みにより一般会計繰入金243万7,000円、基金繰入金1万9,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債同意額の決定に伴い、7,555万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、公共下水道事業債7,510万円、下水道事業借換債45万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、550万円を減額計上いたしております。

3ページをご参照願います。次に、歳出予算の補正についてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページから7ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、105万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、排水設備改造補助金の確定によるものでございます。

次に、事業費につきましては、8,121万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道事業負担金の決定により83万円、落札差金に伴い、工事請負費5,290万円並びに上水道の工事支障物件移設補償費2,748万円をそれぞれ減額計上しているものでございます。

次に、公債費につきましては、125万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、平成19年度地方債同意額の決定により、地方債利子償還金を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。地方債同意額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額2億4,570万円を1億7,060万円に、下水道事業借換債3億845万4,000円を3億800万円に変更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

その前に、ただいま出口議員が出席されましたので、本日の出席議員は14名でございます。

それでは、質疑をお願いします。質疑ございませんか。和田勝弘君。

和田勝弘議員 これも部長の説明でわかってるって言ったらなんですけど、7ページの公共下水道の工事請負費の減額の件ですけど、年間で5,200万円というのは大きいなということで、この5,200万円についての主な減額の内容、今まで入札のたびに聞いてると思うんですけど、もう一度、済みませんけど確認いたします。

それともう1点、工事支障物件の移設補償費ですか、これも2,700万円の減と。これは担当課の努力から、こういうふうになってきたのかなと思うんですけど、この点についても、もう一度詳細のほど、よろしくをお願いします。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の公共下水道の工事費に係る減額理由でございますが、工事費につきましては、まず落札差金というのが非常に大きな要因となっております。工事といたしまして4物件発注しております。トータルといたしまして、落札率の平均を申し上げますと、約64%となっております。したがって、これに伴います落札差金という形で約5,080万程度ございます。あと工事内容について、水道事業の方といろいろ協議をいたしました。その結果、工事について精査をしたところ、約2,430万程度の減額がありました。トータルとして7,510万となっております。

先ほどご指摘のございました水道移設の件も、この件には関連しております。水道移設に関しましては、過去の設計に基づきまして移設が必要であろうというような形で、いろいろ協議しておりました。その結果、コスト縮減の観点とか、現場をよくよく精査しますと、水道移設をせずに何とか工事できる分もございました。そのことで工事内容の移設の精査分といたしまして約2,000万、それと落札減分、これにつきまして4件分、同じようにございまして、約750万円、平均落札の額として80%がありましたので、この両物件によりまして減額補正させていただきました。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程5、議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次))」を議題とします。

本件について、提案理由の説明求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程5、議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次))」の件につきましてご説明いたします。

平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、府補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分をいたしましたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,798万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の補正につきまして説明させていただきます。なお、詳細につきましては、5ページから6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、1,111万5,000円を減額計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の決算見込みにより298万5,000円を減額計上いたしております。

次に、町債については、地方債同意額の決定に伴い、640万円を減額計上いたしております。3ページをご参照願います。歳出予算の補正につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては、5ページから7ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、252万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、浄化センターの供用に伴い、維持管理費に係る事業費60万円及び委託料52万円、この業務につきましては、小島地区のし尿処理業務に係ります合特法に準じた措置を行っております。また、排水設備改造補助金の確定に伴い、140万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、1,590万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、落札差金等に伴い、工事費を減額計上いたしたものでございます。

次に、公債費につきましては、208万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、平成19年度地方債同意額及び一時借入金の確定により、地方債利子償還金110万円、一時借入金利子98万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表債務負担行為補正をごらんください。平成20年11月に供用開始しました小島浄化センターの維持管理に係る業務の債務負担行為を補正計上するものでございます。期間は平成24年度まで、限度額は901万2,000円とするものでございます。

次に、第3表地方債補正をごらんください。地方債同意額の決定に伴い、漁業集落排水事業の起債限度額4,970万円を4,330万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 前回の委員会等で説明があったかもわかりませんが、再確認をちょっとしたと思うんですけども、歳出の分の総務費で今、合特法の問題がちょっと上げられたんですが、中身についてもう少し詳しく理解をするために説明をしていただきたいんですが、よろしくお願い致します。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 田代議員のご質問にお答えさせていただきます。

合特法と申しますのは、正式には下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化等に関する特別措置法というものがございます。簡単に言いますと、下水道とか漁業集落排水で既存のし尿

浄化槽とか、くみ取り業者が仕事を奪われるということがございます。この件に関しまして、この法律の趣旨に準じまして本町が小島地区のくみ取り業者の方に、これに準じるような形で補償を行っていくという内容でございます。これにより、下水道が普及することによって仕事を奪われた方が、仕事が減る方について補償するという内容で協議してまいったものでございます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第45号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程6、議案第46号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第3次))」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程6、議案第46号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第3次))」についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、本年3月21日、深日白雲台地区付近の山道で電柱建柱の工事業者が建柱のため掘削を行っていたところ、深日配水池から多奈川地区への送水管を破損させたことにより、緊急に復旧工事を行いました。その復旧に要した費用に関しまして、補正を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、送水管破損復旧に要した工事費、人件費及び破損により漏水した水道代金など損害を受けた費用の賠償金659万2,000円を増額し、6億3,697万8,000円とするものでございます。

次に、歳出は、当該破損事故の緊急復旧に要した人件費38万1,000円と、これ以外の地域での緊急に出動した人件費9万1,000円の合計47万2,000円を増額し、6億6,112万8,000円とするものでございます。

なお、当該破損事故の緊急復旧に要した人件費につきましては、損害賠償金の対象としていることを申し添えます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について47万2,000円を増額し、7,260万4,000円とするものでございます。

以上、本補正予算につきましてご報告いたしました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第3次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程7、議案第47号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程 7、議案第 47 号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）」についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由についてご説明いたします。

議案書の裏面をご参照ください。地方税法等の一部を改正する法律が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、岬町税条例に所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日付で専決処分を行ったものでございます。

今回の条例改正につきましては、現在の厳しい経済・財政状況を踏まえまして、安心して活力のある経済社会の実現に資する観点から、新たな住宅借入金特別控除制度の創設、上場株式の配当等に係る特例措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置などが主な内容となっております。

なお、今回の改正は、議案書新旧対照表をごらんのとおり、改正内容が多岐にわたっておりますので、改正内容の説明につきましては、議案書及び新旧対照表にかえまして、別紙の岬町税条例等の一部を改正する条例の概要により、その内容を説明させていただきます。

さて、今回の条例改正は、改正内容の施行期日が異なるため、第 1 条、第 2 条及び第 3 条に分けて改正を行っております。

それでは、第 1 条の概要の説明を個人町民税関係と固定資産税関係に分けて説明いたします。

まず、個人町民税関係でございます。（1）につきましては、現行の税源移譲に伴います住宅ローンに係る特別税額控除制度に平成 21 年から平成 25 年までの入居者を対象とした住宅借入金等特別税額控除制度を追加するものでございます。この新たな住宅借入金等特別税額控除につきましては、平成 21 年から平成 25 年まで、新築住宅等に入居したもののうち所得税の住宅借入金特別税額控除の適用があり、その所得税から控除し切れなかった者を対象に最高 9 万 7,500 円を限度として個人町民税から特別控除する制度の創設に伴う改正でございます。

次に、（2）土地の譲渡等に係る事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成 26 年度まで延長することに伴う改正でございます。これは土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税については、譲渡益の 12%、または全額総合課税した場合の上積税額の 110%のいずれか多い方の税額が課税される特例制度となっておりますが、この特例の適用を停止する措置を 5 年間延長することに伴う改正でございます。

次に、（３）土地等の長期譲渡所得に係る課税の特例に新たに１，０００万円を限度とする特別控除制度を導入することに伴う改正であります。これは平成２１年度及び平成２２年度の２年間に取得した土地を５年を超えて所有した上で譲渡した場合に、その譲渡所得から１，０００万円を控除するという制度が創設されたことに伴う改正でございます。

次に、（４）優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を平成２６年度まで延長することに伴う改正でございます。これは優良住宅地の造成に係る土地等に係る長期譲渡所得については、分離課税の上、軽減税率が適用されますが、この特例措置が５年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に、（５）短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例措置を平成２６年度まで延長することに伴う改正でございます。これは土地等に係る短期譲渡に係る個人町民税の課税において、譲渡益の４０％または全額総合課税した場合の上積税額の１１０％のいずれが多い方の税額が課税される制度となっておりますが、この特例の適用を停止する措置が５年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に、（６）公的年金等に係る所得に係る町民税の特別徴収制度において控除の対象となる所得は、公的年金から生じるものに限る旨の改正であります。これは公的年金等受給者を対象に、本年１０月から公的年金等から個人町民税が特別徴収されますが、この特別控除の対象となる所得については、当初、公的年金等以外の所得から生じる町民税についても控除する予定でありましたが、公的年金等所得からの生じる町民税に限るということにした見直しに伴う改正でございます。

次に、（７）株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を３年間延長することに伴う改正でございます。これは上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率を適用する特例制度を３年間延長することに伴う改正でございます。

次に、（８）特定管理株主が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することに伴う改正でございます。これは特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例が適用される対象に、特定保有株式を追加することに伴う改正でございます。

次に、（９）先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例を適用することに伴う改正でございます。これは先物取引に係る雑所得等に対する課税の特例の対象に金融商品取引所に上場されている有価証券に表示されている権利の行使もしくは放棄または当該有価証券の譲渡についてが追加されたことに伴う改正でございます。

次に、第１条のうち、固定資産税関係についてご説明申し上げます。

( 1 ) につきましては、前回の評価替えと同様に、地価が下落している場合には、簡易な方法により土地価格の下落修正ができる特例措置を適用する改正でございます。これは平成 22 年、平成 23 年度の据置年度において、地価が下落していると認められる場合には、簡易な方法により評価額を下落修正できる特例措置を引き続き適用することに伴う改正でございます。

次に、( 2 ) 平成 21 年度評価替えに係る宅地等の負担調整措置については、前回の評価替えの内容と同様とする改正でございます。これは平成 21 年度から平成 23 年度までの負担調整措置については、現行制度の仕組みを継続することとし、負担水準が一定の割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ、または据置とする。また、負担水準が一定の割合未満の土地については、原則として前年度の課税標準額に当該年度の評価額の 5 % を加算した額を課税標準額として固定資産税額を算定することといたしております。

次に、( 3 ) 市街化区域農地に係る負担調整措置については、宅地等と同様に、前回の評価替えと同様の内容とする改正でございます。これは市街化区域農地については、その価格の 3 分の 1 を課税標準額とする特例措置の適用及び現行の負担調整措置を継続することに伴う改正でございます。

次に、( 4 ) 非課税となる固定資産に特定医療法人等が開設する医療関係者の養成所に供するもの及び社会医療法人が救急医療の用に供する固定資産を追加し、これに係る改正でございます。これは医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産及び救急医療の用に供する固定資産を非課税とすることに伴う改正でございます。

次に、( 5 ) 住宅のバリアフリー改修、省エネ改修等に係る固定資産税の減額の申請をする場合の手續に関する改正を行うものでございます。これは一定の要件を満たすバリアフリー工事業や省エネ工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されますが、その申請に必要な添付書類等に関する改正でございます。

次に、( 6 ) 特別土地保有税について、徴収猶予の根拠となる非課税措置に関する見直しが行われたことに伴う改正を行うものでございます。

次に、第 2 条についてご説明いたします。第 2 条の改正内容は、通称 200 年住宅と言われております長期優良住宅に係る固定資産税の減額を受けるには、申請が必要となっており、その申請手續に関する規定を追加するものでございます。これは認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税については、その 2 分の 1 が減額されることになっております。

なお、この規定につきましては、平成 21 年 6 月 4 日から適用されます。

次に、第 3 条の主な改正内容についてご説明いたします。第 3 条は、岬町税条例の一部を改正

する条例（平成20年岬町条例第18号）第2条に規定する個人町民税に関する経過措置内容の一部を改正するものでございます。

（1）といたしまして、上場株式等の配当所得に係る軽減税率の適用期間を1年延長し、少額配当所得に係る暫定税率措置を廃止する改正を行うものでございます。これは配当所得に係る軽減税率の適用期間を1年延長し、少額配当に係る町民税の所得割について、暫定税率を適用する特例措置を廃止することに伴う改正でございます。

次に、（2）上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率の適用期間を1年延長し、少額譲渡所得等に係る暫定税率措置を廃止する改正を行うものでございます。これは上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率の適用期間を1年延長し、少額譲渡所得に係る町民税の所得割について暫定税率を適用する特例措置を廃止することに伴う改正でございます。

次、（3）におきまして、平成20年改正条例附則第2条中の項ずれに伴う改正を行っております。

最後に、この概要においては記載しておりませんが、今回の改正条例の施行日を定めた附則についてご説明申し上げます。

附則第1条において、施行期日は平成21年4月1日としております。ただし、個人町民税関係において、土地等の譲渡所得に係る課税の特例などの改正規定は平成22年4月1日を、先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例に関する改正規定は平成23年1月1日を施行日としております。また、固定資産税関係において、長期優良住宅に関する改正規定は平成21年6月4日を施行日としております。

次に、第2条におきましては町民税に関する経過措置を、第3条においては固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要につきましてご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 1点だけお尋ねします。この岬町税条例等の一部を改正する条例の概要なんですが、概要の2の固定資産税関係のところ、途中で簡易な方法で土地の価格の下落修正ができると、簡易なというのはどんな試算方法があるのか、ちょっとわかってたら説明してほしいんですけど。

それともう1点、裏面の2ページなんですけども、4番の非課税となる固定資産税に例えば医

療法人、そういったものについては新たに追加するというふうに理解したらいいのかな。その点、2点だけちょっとお聞きします。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 お答えいたします。

税条例の改正のうち固定資産税関係のうち、評価替えの地価が下落してる場合、簡易な方法により価格が下落修正できる特例措置でございます。これにつきましては、3年ごとに評価替えのときに標準宅地につきましては、不動産鑑定士による鑑定価格をもって評価額といたしておりますけれども、現在、一部の地域におきまして、岬町でもそうなんですけれども、地価が下落しておりますので、その下落につきましては、地価公示価格または地価調査価格の下落率を基準に、現在の地価と比較いたしまして下落してる場合については、その下落率に応じた形で各据置年度の平成22年、23年度におきましても下落の率に応じて評価額を引き下げると、そのような改正内容でございます。簡易なといいますのは、不動産鑑定士による標準宅地の1筆ごとの鑑定ではなく、地価公示または地価調査による下落率をそのまま岬町の評価の下落率に適用すると、そのような内容でございます。

もう1点の非課税となる固定資産に新たな医療法人等が開設いたします医療関係者の養成所の教育の用に供する固定資産とか、社会医療法人が救急医療の用に供する固定資産、これにつきましては、新たに固定資産税が非課税となったと、そういう意味でございますので、ご理解願いたいと思います。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第47号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程 8、議員提出議案第 1 号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明求めます。議会議員、鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第 1 号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を地方自治法第 112 条及び岬町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者 岬町議会議員 鍛冶末雄

賛成者は、次のとおりです。敬称を略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、辻下正純、田代 堯、反保多喜男、竹内邦博、和田勝弘。

以上であります。

提案理由は、岬町事務分掌条例（昭和 56 年岬町条例第 4 号）の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。裏面をご参照願います。

岬町議会委員会条例（昭和 62 年岬町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「属する事項」の次に「並びに総合計画に関する事項」を加え、同項第 3 号中「及び上下水道部」を「、上下水道部及び活力創造課」に改め、「属する事項」の次に「（総合計画に関する事項を除く。）」を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、全員懇談会を13時より第2委員会室で開催します。理事者については中口総務部長の出席をお願いします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時38分 再開)

反保多喜男副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程9及び日程10については、私が議長の職務を行います。よろしくをお願いします。

反保多喜男副議長 日程9、「議長辞職の件」を議題とします。

議長の谷本 貢君から議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、谷本 貢君の退場を求めます。

(谷本 貢議長 退場)

反保多喜男副議長 提出されております辞職願を朗読します。

平成21年5月7日

岬町議会副議長殿

岬町議会議長 谷本 貢

辞 職 願

このたび都合により、岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定によ

り許可されるようお願い出ます。

お諮りします。谷本 貢君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保多喜男副議長 異議なしと認めます。よって、谷本 貢君の議長の辞職を許可することに決定しました。

谷本 貢君の入場を求めます。

(谷本 貢議員 入場)

反保多喜男副議長 ただいま谷本 貢君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

反保多喜男副議長 日程10、選挙第2号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

反保多喜男副議長 ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番辻下正純君、13番田代 堯君、14番小川日出夫君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、投票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のために申し上げます。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配付)

反保多喜男副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

反保多喜男副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

反保多喜男副議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。議席番号順に投票願います。

( 投 票 )

反保多喜男副議長 投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

反保多喜男副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

辻下正純君、田代 堯君、小川日出夫君、立ち会いをお願いします。

( 開 票 )

反保多喜男副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、谷本 貢君 9 票、川端啓子君 5 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、谷本 貢君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場開鎖 )

反保多喜男副議長 ただいま議長に当選されました谷本 貢君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知をします。

本来は議長に当選されました、谷本 貢君のご承諾があったものとし、ごあいさつをお受けするところでありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

谷本 貢議長、議長席にお着き願います。

( 副議長退席、議長着席 )

谷本 貢議長 それでは、あいさつは後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、議事日程は、議事日程表のとおりとします。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後3時45分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 日程11、「副議長辞職の件」を議題とします。

副議長の反保多喜男君から副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、反保多喜男君の退場を求めます。

(反保多喜男副議長 退場)

谷本 貢議長 提出されております辞職願を朗読します。

平成21年5月7日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 反保多喜男

#### 辞 職 願

このたび都合により、岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

お諮りします。反保多喜男君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、反保多喜男君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

反保多喜男君の入場を求めます。

(反保多喜男議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま反保多喜男君の副議長の辞職が許可されましたので、報告します。

谷本 貢議長 日程12、選挙第3号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。

副議長に小川日出夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました小川日出夫君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小川日出夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小川日出夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

本来は副議長に当選されました小川日出夫君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後3時50分 休憩)

(午後3時51分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷本 貢議長 お諮りします。日程13、選任第1号「常任委員会委員の選任」から日程14、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」、日程15、選任第3号「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程13、日程14及び日程15の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後3時53分 休憩)

(午後3時54分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

谷本 貢議長 日程16、推せん第1号「農業委員会委員の推せん」を議題とします。

農業委員会委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、反保多喜男君の退場を求めます。

(反保多喜男議員 退場)

谷本 貢議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会委員に反保多喜男君を推せんしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会委員に反保多喜男君を推せんすることに決定しました。

反保多喜男君の入場を求めます。

(反保多喜男議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま反保多喜男君を農業委員会委員に推せんすることに決定しましたので、報告します。

谷本 貢議長 日程17、選挙第4号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

阪南岬消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の辻下文信君、総務文教委員会副委員長の鍛冶末雄君、議長の私、谷本 貢を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました辻下文信君、鍛冶末雄君と谷本 貢を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました辻下文信君、鍛冶末雄君と谷本 貢が阪南岬消防組合議会議員に当選されました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました3名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

私のほか2名方、よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 日程18、議案第48号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川端啓子君の退場を求めます。

(川端啓子議員 退場)

谷本 貢議長 本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程18、議案第48号「監査委員の選任について同意を求める件」につきまして、ご説明申し上げます。

議会議員から選任の和田勝弘氏が監査委員を退任されましたので、川端啓子氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、議案第48号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第48号は、これに同意することに決定しました。

川端啓子君の入場を求めます。

(川端啓子議員 入場)

谷本 貢議長 ただいま監査委員の選任同意が可決されましたので、報告します。

谷本 貢議長 お諮りします。日程19、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程20、「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程21、「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程22、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程19から日程22までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立しました。

谷本 貢議長 それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして、私の方からごあいさつを申し上げますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇の方へお願いします。

(谷本 貢議長 降壇)

谷本 貢議長 本日は、議案の審議並びに議会役員の選挙等、臨時会の運営にご協力いただき、ありがとうございました。

おかげさまをもちまして、本年度の議会構成が決まりました。

本町を取り巻く情勢は一段と厳しくなっていく状況ではございますが、よりよいまちづくりのために、また議会運営につきましても七役一同、皆様と相談し、知恵を出し合い、工夫しながらこの1年間頑張ってきた所存でありますので、皆様方のご支援とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、これをもって就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(谷本 貢議長 議長席へ)

谷本 貢議長 それでは、1年間、ご苦労されました前三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは、演壇の方へお並び願います。

前役員を代表しまして、私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

1年間、皆様方のご協力によりまして無事に責務を終えることができましたことを御礼申し上げます。

本町の現状を見ますと、これまで以上に議会が一丸となって取り組んでいかなければならない課題もございます。新しい役員さんにはご苦労をおかけいたしますが、よりよい議会運営のほど、よろしくお願いいたしまして、御礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

前役員の皆さん、1年間、本当にご苦労さまでした。

どうぞ議席にお戻りください。

谷本 貢議長 お諮りします。以上をもって本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これをもって平成21年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

(午後4時01分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年5月7日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 岡 本 重 樹

議 員 辻 下 文 信